

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月二十三日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第五十八号

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則（令和五年大阪府規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第一条 この規則は、物価の高騰の影響を受けている医療機関等を対象とした、経営支援を目的とする医療機関等物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）の支給の申請、決定等に関する事項その他一時支援金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、一時支援金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。	（目的） 第一条 この規則は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及び物価の高騰の影響を受けている医療機関等を対象とした、経営支援を目的とする医療機関等物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）の支給の申請、決定等に関する事項その他一時支援金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、一時支援金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。
（支給の要件） 第二条（略） 一（略） 二（略） イ 次のいずれにも該当する開設者等 （1）（2）（略） ロ（略） 三（略）	（支給の要件） 第二条（略） 一（略） 二（略） イ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する開設者等 (1) 申請施設について、国又は地方公共団体が開設する施設でないこと。 (2)・(3)（略） ロ（略） 三（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。